

神戸市住宅耐震化促進事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 5 日 建築住宅局長制定

(総則)

第 1 条 この要綱は、住宅耐震化促進事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下、「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において補助事業者とは、第 6 条に規定する補助金交付決定通知を受けて補助事業を行う者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税等の滞納がある者

2 その他、この要綱における用語の定義は、市長が別に定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第 3 条 市は、予算の範囲内において、事業等に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助事業の対象及び補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、同一の補助金については、一の補助事業の対象につき、1 回限りとする。ただし、市長が必要であると認めるものについては、この限りではない。

(補助事業の事前協議)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の申請に先立って、事前協議書（様式第 1 号）に市長が別に定める書類を添えて市長に提出し、補助事業について必要な協議（以下「事前協議」という。）を行い、その内容について助言を受けなければならない。

2 市長は、事前協議を受け付けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事前協議書を提出した者に当該補助金の交付の申請をさせることができる。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第 2 号）に市長が別に定める書類を添え、正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しな

いかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附するものとする。
- 4 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件を附することができる。
- 5 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、市長が法令及び予算で定める補助金に交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

(決定の通知)

- 第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定の内容及びこれに附した条件を、補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前条第1項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を附して、受領後30日以内に当該補助金の交付を申請した者に補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
 - 3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の通知が行われた後でなければ、事業に着手してはならない。

(申請の取下げ)

- 第8条 補助事業者は、前条第1項の通知に係る交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内までに、市長に申請取下書(様式第5号)を提出することができる。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(中間検査)

- 第9条 補助事業者は、補助対象となる耐震改修工事中に、中間検査依頼書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する検査依頼書を受領したときは、当該補助事業が適切に実施されているかどうか、検査を行うことができる。

(権利譲渡の禁止)

- 第10条 補助事業者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(軽微な変更)

- 第11条 補助事業者は、市長が別に定める軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)を行おうとす

るときは、軽微な変更届（様式第7号）を市長に届け出ることができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは遂行計画又は、補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第8号）を、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を、市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第10号）、又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第6条の交付決定に係る市の会計年度が終了するときは、補助事業実績報告書（様式第12号）に市長が別に定める書類を添えて、正本及び副本を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（是正命令等）

第14条 市長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者へ命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に従って実績報告を行わなければならない。

（補助金額の確定）

第15条 市長は、第13条及び前条第2項による実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第13号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式14号）を前条の補助金額確定通知書の受理後速やかに市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の請求について、住宅耐震改修工事費補助、シェルター型工事費補助及び屋根軽量化工事費補助に限り、工事業者等に補助金の受領を委任することができる。この場合において、補助事業者は、前項の請求書にあわせて、受領委任状（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 補助事業者は、常に、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、及び当該補助事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、財産処分承認申請書(様式第17号)により市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を本市に納入することを条件とすることができる。

(台帳の整備)

第20条 市長は、補助金の執行状況を明らかにするため、耐震化促進事業補助金台帳(様式第18号)を整備するものとする。

(事務の実施)

第21条 市長は、補助事業を実施するため、事務の全部又は一部を本市以外のものに委託することができる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

別表1（第5条関係） 住宅耐震改修計画策定費補助

補助事業名	戸建住宅・一般型	戸建住宅・小規模型
補助事業の目的	神戸市内に所在する住宅の所有者等が当該住宅の耐震性向上のために耐震改修計画の策定を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。	
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（法人を含む。） 1 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと	
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅	
	2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性が低い若しくは安全性がかなり低いと診断されたもの	2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修計画の策定に要する経費	
補助率	1 木造住宅の場合 10分の9以内 2 非木造住宅の場合 3分の2以内	10分の9以内
補助金の額	1 木造住宅の場合 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額 又は270千円のいずれか低い額 2 非木造住宅の場合 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額 又は200千円のいずれか低い額	補助対象経費に補助率を乗じて得た金額 又は270千円のいずれか低い額
その他の事項	1 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額について、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 2 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻暦応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費に含むものとする。	
	3 補助対象住宅の耐震改修計画の要件は、安全性を確保しているものに限る。 4 補助対象住宅の耐震改修計画の策定に要する経費には、安全性を確保するための耐震改修計画の策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も対象とする。	3 補助対象住宅の耐震改修計画の要件は、一定の安全性を確保しているものに限る。 4 補助対象住宅の耐震改修計画の策定に要する経費には、一定の耐震性を確保するための耐震改修計画の策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も対象とする。

別表2（第5条関係） 住宅耐震改修計画策定費補助

補助事業名	共同住宅及び長屋住宅・一般型
補助事業の目的	神戸市内に所在する共同住宅及び長屋住宅（以下「共同住宅等」という。）について、当該共同住宅等の所有者が耐震改修計画の策定を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（法人を含む。） 1 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅等 1 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性が低い若しくは安全性がかなり低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震診断及び耐震改修計画（安全性を確保しているものに限る。）の策定に要する経費。ただし、耐震診断は精密診断によるものに限る。
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た金額又は120千円に補助対象者が所有する戸数を乗じて得た金額のいずれか低い方の額 ただし、耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確認できたため、耐震改修計画の策定を実施しない場合にあっては、40千円／戸を限度とする。木造以外の共同住宅等（ただし、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上のものに限る。）においては、通常の耐震診断に要する費用以外に設計図書の復元、耐震診断及び耐震改修計画が適正に行われていることについての建築物耐震評価者による評価取得等の費用を要する場合は、1,540千円を限度として補助事業の対象となる経費に加算することができる。
その他の事項	1 区分所有の共同住宅等における補助対象戸数は、補助対象者が所有する戸数とする。 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額について、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 3 木造以外の共同住宅等（ただし、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上のものに限る。）においては、耐震診断及び耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者によって、評価を受けているものとする。 4 補助対象住宅の耐震改修計画の要件は、安全性を確保しているものに限る。 5 補助対象住宅の耐震改修計画の策定に要する経費には、安全性を確保するための耐震改修計画の策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も対象とする。なお、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上の木造以外の共同住宅等については、耐震診断及び耐震改修計画が適正に行われていることについて建築物耐震評価者による評価に要する費用もその対象とする。

別表3（第5条関係） 共同住宅耐震精密診断費補助

補助事業の目的	神戸市内に所在する共同住宅について、当該共同住宅の管理組合等が耐震性能に係る精密診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、共同住宅の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（法人を含む。） 1 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅 1 主要部の構造が、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の精密診断（耐震診断者が行ったものに限る。）に要する費用
補助率	3分の2以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た金額又は40千円に補助対象者が所有する戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額 ただし、木造以外の共同住宅（ただし、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上のものに限る。）においては、通常の耐震診断に要する費用以外に設計図書の復元、耐震診断が適正に行われていることについての建築物耐震評価者による評価取得等の費用を要する場合は、その費用（1,540千円を限度とする。）に補助率を乗じて得た金額を本文の額に加算することができる。
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額について、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 2 店舗等併用住宅の場合、補助対象経費は住宅部分に限るものとし、店舗等の用に供する部分に係る費用は含まないものとする。 3 申請者は、次のいずれかに該当する者とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理組合の代表者 (2) 区分所有法に基づかない共同住宅（賃貸住宅等）の所有者 4 「神戸市すまいの耐震診断員派遣」を受けていない場合、補助金の額は、補助事業の対象となる住宅が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は1申請あたり25万円、鉄骨造の場合は1申請あたり13万円を加えた額とできる。ただし、精密診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額（千円未満を切り捨てる。）を限度とする。

別表4（第5条関係） 住宅耐震改修工事費補助

補助事業名	戸建住宅・一般型	戸建住宅・小規模型
補助事業の目的	神戸市内に所在する戸建住宅について、当該戸建住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、戸建住宅の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。	
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たし、補助対象住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること	
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性が低い又は、安全性がかなり低いと診断されたもの	2 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事（安全性を確保しているものに限る。）に要する経費（ただし、総額が500千円以上のものに限る。）	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事（一定の耐震性を確保しているもの又は安全性を確保しているものに限る。）に要する経費（ただし、総額が500千円以上のものに限る。）
補助率	定額	
補助金の額	1 補助対象経費が 500千円以上1,000千円未満の場合 2 補助対象経費が1,000千円以上2,000千円未満の場合 3 補助対象経費が2,000千円以上3,000千円未満の場合 4 補助対象経費が3,000千円以上の場合	500千円 800千円 1,100千円 1,300千円
その他の事項	1 戸建住宅で増築を伴う場合、補助対象経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。 2 神戸市すまいの耐震改修事業で耐震改修工事費補助の補助金又は神戸市住宅耐震化促進事業の耐震改修工事費補助の補助金を受けた住宅にあっては、過去に受けた補助金の額を控除するものとする。 3 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 4 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻暦応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、この場合において建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費には含まれないものとする。	
	5 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となっていること。	

別表5（第5条関係） 住宅耐震改修工事費補助

補助事業名	戸建住宅・小規模設計工事一体型
補助事業の目的	市内に所在する戸建住宅について、当該住宅の所有者が耐震性を向上するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助事業の対象となる住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす住宅 1 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 2 「神戸市すまいの耐震診断員派遣」による耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性がかなり低いと診断されたもの
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事（一定の耐震性を確保しているもの又は安全性を確保しているもの）に要する経費（ただし、総額が500千円以上のものに限る。）
補助率	10分の9以内
補助金の額	1 補助対象経費の総額が500千円以上560千円以下の場合 500千円 2 補助対象経費の総額が560千円を超える場合 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額又は1,070千円のいずれか低い額 3 耐震診断の結果、一定の耐震性を確保しているものであることが確認できたため、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事を実施しない場合 33千円 4 耐震改修計画の策定を行い、耐震改修工事を実施しなかった場合 耐震改修計画の策定に要した経費に補助率を乗じて得た金額又は270千円のいずれか低い額
その他の事項	1 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額について、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 2 戸建住宅で増築を伴う場合、補助対象経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。 3 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 4 建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻歴応答計算による方法により評価するものにおいては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、この場合において建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費には含まれないものとする。

別表6（第5条関係） 住宅耐震改修工事費補助

補助事業名	共同住宅及び長屋住宅・一般型	非木造共同住宅・一般型段階改修
補助事業の目的	神戸市内に所在する共同住宅等について、所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。	神戸市内に所在する非木造共同住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を2回に分けて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、当該住宅の地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図り、もって安全・安心なすまい・まちづくりを推進することを目的とする。
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（個人） 1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあっては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること	
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす共同住宅 1 「神戸市すまいの耐震診断員派遣」による耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性が低い又は安全性がかなり低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅	
	3 長屋住宅又は共同住宅	3 非木造共同住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する補助対象住宅の耐震改修工事（安全性を確保しているものに限る。）に要する経費	補助対象者が実施する補助対象住宅を2回に分けて行う耐震改修工事（第1回目の耐震改修工事により一定の耐震性が確保でき、第2回目の耐震改修工事を行うことにより安全性を確保できるものに限る。）に要する経費
補助率	1 4分の1以内 2 2分の1以内	1 第1回目の耐震改修工事 4分の1以内 2 第2回目の耐震改修工事 （ア）4分の1以内 （イ）2分の1以内
補助金の額	次の各号の合計額 1 補助対象経費に前段1号の補助率を乗じて得た金額又は100千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額 2 補助対象経費に前段2号の補助率を乗じて得た金額又は400千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額	1 第1回目の耐震改修工事 第1回目の耐震改修工事に要する補助対象経費に補助率を乗じて得た金額又は100千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額 2 第2回目の耐震改修工事 次の(1)及び(2)の合計額 (1) 第2回目の耐震改修工事に要する補助対象経費に補助率2（ア）を乗じて得た金額又は100千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額から第1回目の耐震改修工事で受けた補助金の額を控除した金額 (2) 第2回目の耐震改修工事に要する補助対象経費に補助率2（イ）を乗じて得た金額又は400千円に補助対象戸数を乗じて得た金額のいずれか低い額
適用除外する条項		第5条第2項
その他の事項	1 補助対象経費に補助率を乗じて得た金額について、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。 2 区分所有の共同住宅における補助対象戸数は、補助対象者が所有する戸数とする。 3 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。 4 木造以外の共同住宅（ただし、階数3以上かつ延べ面積1,000㎡以上のものに限る。）においては、耐震改修計画が適正に行われていることについて、建築物耐震評価者による評価を受けることを要するものとする。なお、建築物耐震評価者による評価を受けることに要する経費は、補助対象経費には含まれないものとする。	

別表7（第5条関係）シェルター型工事費補助・防災ベッド等の設置費補助

補助事業名	シェルター型工事費補助（戸建住宅）	防災ベッド等の設置費補助（戸建住宅）
補助事業の目的	神戸市内に所在する戸建住宅について、当該住宅の所有者がシェルターを設置する工事を行う者に対し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、住宅の耐震化を促進することを目的とする。	地震時に備え、防災ベッド等の設置を行う者に対し、市が必要な補助を行うことにより、地震時の家屋の倒壊から命を守ることを目的とする。
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者（個人）	
	1 所得が12,000千円（給与収入のみの者にあつては、給与収入が14,200千円）以下であること 2 要綱第2条第1項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと	3 神戸市民であること
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第3条に加え、次に掲げる要件を全て満たす戸建住宅。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。 1 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性が低い又は安全性がかなり低いと診断されたもの 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅	
補助対象経費	補助対象者が、住宅が倒壊しても、居室内の安全性が確保できる工法として、兵庫県の「ひょうご住まいの耐震化促進事業」で認める工事及び市長が認める工法に要する経費（ただし、総額が500千円以上のものに限る。）	補助対象者が、防災ベッド等の設置に要する経費（ただし、総額が100千円以上のものに限る。）
補助率	定額	
補助金の額	500千円	100千円
その他の事項		1 補助対象経費には、防災ベッドの設置に際して必要となる床の補強に係る経費を含むものとする。

別表 8 (第 5 条関係) 屋根軽量化工事費補助

補助事業名	屋根軽量化工事費補助 (木造戸建住宅)
補助事業の目的	神戸市内に所在する木造戸建住宅について、当該住宅の所有者が屋根の軽量化工事を行うに際し、その費用の一部に助成を行うことにより、住宅の耐震化を促進することを目的とする。
補助対象者	次に掲げる要件を満たし、補助対象住宅を所有する者 (個人) 1 所得が 12,000 千円 (給与収入のみの者にあつては、給与収入が 14,200 千円) 以下であること 2 要綱第 2 条第 1 項各号に規定する欠格事由のいずれにも該当しないこと 3 兵庫県民であること
補助対象住宅	神戸市住宅耐震化促進事業実施要領第 3 条に加え、次に掲げる要件を全て満たす木造戸建住宅 1 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果、安全性が低いと診断されたもの (評点が 0.7 以上に限る。) 2 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
補助対象経費	補助対象者が実施する非常に重い屋根を重い屋根又は軽い屋根に軽量化する工事及びそれとあわせて実施する耐震改修工事に要する経費 (ただし、総額が 500 千円以上のものに限る。)
補助率	定額
補助金の額	500 千円
その他の事項	1 戸建住宅で増築を伴う場合、補助事業の対象となる経費は、既存部分に係る耐震改修工事に限るものとし、増築部分に係る工事に要する費用は含まないものとする。 2 補助対象となる耐震改修工事は、兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度等へ登録し、かつ、補助実績の公表に同意した事業者との契約による工事であること。

別に定める書類 1 (住宅耐震化促進事業 (住宅耐震改修計画策定費補助・住宅耐震改修工事費補助))

関係条項	内 容	
	住宅耐震改修計画策定費補助	住宅耐震改修工事費補助
第4条 (事前協議)	<p>(添付書類)</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本</p> <p>(1) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</p> <p>(3) その他住宅の所有者、建築年を証明する書類</p> <p>2 住宅の現況等に係る図書</p> <p>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 平面図又は間取り図</p> <p>(4) 外観及び内部の写真</p> <p>(5) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合)</p> <p>3 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの</p> <p>4 補助金算定書(様式第19号)</p> <p>5 耐震診断・改修計画策定費の見積書</p> <p>6 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類(必要な場合のみ)</p> <p>7 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類</p> <p>(1) 補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類(様式第22号)</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>8 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)(様式第23号)</p> <p>9 収支予算書(参考様式)(共同住宅のみ)</p> <p>10 申請者又は代表申請者の本人確認書類</p> <p>11 建築士免許証又は建築士免許証明書(写)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本</p> <p>(1) 住宅の登記事項証明書</p> <p>(2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの)</p> <p>(3) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類</p> <p>2 住宅の現況等に係る図書</p> <p>(1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 外観及び内部の写真</p> <p>(4) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合)</p> <p>3 住宅耐震改修に係る図書</p> <p>(1) 平面図(耐震改修前後)</p> <p>(2) 立面図(耐震改修前後)</p> <p>(3) その他耐震改修工事内容が確認できる書類</p> <p>4 耐震診断報告書(様式第20号)</p> <p>5 補助金算定書(様式第19号)</p> <p>6 耐震改修工事費の見積書</p> <p>7 耐震改修工事実績公表同意書(様式第26号)</p> <p>8 所得証明書の写し</p> <p>9 改修工事に係る建築確認済証(写)(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ)</p> <p>10 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(写)</p> <p>11 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類(必要な場合のみ)</p> <p>12 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類</p> <p>(1) 補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類(写)(様式第22号)</p> <p>(2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類</p> <p>(3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>13 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)(様式第23号)</p> <p>14 収支予算書(参考様式)(共同住宅のみ)</p> <p>15 申請者又は代表申請者の本人確認書類</p> <p>16 建築士免許証又は建築士免許証明書(写)</p> <p>※注1 交付申請書を耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出しようとする場合、上記1, 2, 3及び4の書類は、当該住宅の所有者の変更が無い場合に限り当該実績報告書をもって代えることができる。</p> <p>※注2 区分所有の共同住宅の申請においては、管理組合の理事長等が代表して事前協議・相談をすることができる。</p>
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類) 事前協議書および添付書類一式</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>	<p>(添付書類) 事前協議書および添付書類一式</p>

<p>第 12 条第 1 項 (変更承認申請)</p>	<p>(添付書類) 第 5 条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>	
<p>第 13 条第 1 項 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事費の見積書 2 耐震診断報告書 (様式第 20 号) 3 耐震診断結果・耐震改修計画の建築物耐震評価者による評価書 (写) ただし、非木造の共同住宅 (ただし、階数 3 以上かつ延べ面積 1,000 m²以上のものに限る) 及び戸建住宅において建築物の地震に対する安全性を保有水平耐力計算による方法又は限界耐力計算による方法、時刻歴応答解析による方法により評価するものの場合 4 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図 (改修前後) (3) 立面図 (改修前後) (4) その他耐震改修計画内容が確認できる図書 5 耐震改修計画策定に係る契約書及び領収書 (写) 6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書 (写) 又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書 (写) 7 耐震改修工事の見積書を作成した事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証 (写) (決定している場合のみ) 8 収支決算書 (参考様式) (共同住宅のみ) 9 補助金算定書 (変更がある場合のみ) 	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震改修工事実施確認書 (様式第 24 号) 2 耐震改修工事に係る請負契約書 (写) 及び領収書 (写) 3 兵庫県住宅再建共済制度加入証書 (写) 又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書 (写) 4 耐震改修工事実績公表内容報告書 (様式第 27 号) 5 収支決算書 (参考様式) (共同住宅のみ) 6 補助金算定書 (変更がある場合のみ)
<p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して 30 日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の 2 月末日のいずれか早い日</p>		

別に定める書類2（住宅耐震化促進事業（共同住宅耐震精密診断費補助））

関係条項	内 容
第4条 (事前協議)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他住宅の所有者、建築年を証明する書類 2 住宅の現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図 (4) 立面図 (5) 外観及び内部の写真 (6) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 3 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 4 補助金算定書(様式第19号) 5 耐震精密診断費の見積書(写) 6 権利者の同意を得ていることが確認できる書類(必要な場合のみ) 7 区分所有の共同住宅である場合は次に掲げる書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助事業を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類(写)(様式第22号) (2) 戸数及び住戸ごとの専用面積が確認できる書類 (3) 管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類 8 店舗等併用住宅である場合は、住宅に関する部分の補助対象経費の算定に必要な書類 9 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)(様式第23号) 10 収支予算書(参考様式) 11 代表申請者の本人確認書類 12 建築士免許証又は建築士免許証明書(写)
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類) 事前協議書および添付書類一式</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
第12条第1項 (変更承認申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第13条第1項 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断報告書(様式第20号) 2 耐震診断結果・耐震補強設計の評価書(写) 3 契約書(写)及び領収書(写) 4 収支決算書(参考様式) 5 補助金算定書(変更がある場合のみ) <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日</p>

別に定める書類3（住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修工事補助（戸建住宅・小規模設計工事一体型））

関係条項	内 容
第4条 (事前協議)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他住宅の所有者、建築年を証明する書類 2 住宅の現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図 (4) 立面図 (5) 外観及び内部の写真 (6) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 3 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 4 所得証明書(写) 5 耐震診断・改修計画策定費の見積書および耐震改修工事費の概算見積書 6 耐震改修工事実績公表同意書(様式第26号) 7 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(写) 8 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類(必要な場合のみ) 9 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)(様式第23号) 10 申請者の本人確認書類 11 建築士免許証又は建築士免許証明書(写)
第7条 (交付申請)	<p>(添付書類) 事前協議書および添付書類一式</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
要領第7条 (設計の確認)	<ol style="list-style-type: none"> 1 設計確認書(様式第25号) 2 耐震改修工事費の見積書(写) <p>※ 耐震改修計画の策定が終了次第 提出し、それ以降でなければ耐震改修工事に着手してはならない</p>
第12条第1項 (変更承認申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第13条第1項 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 耐震診断報告書(様式第20号) 2 耐震改修工事実施確認書(様式第24号) 3 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 配置図 (2) 平面図(改修前後) (3) 立面図(改修前後) (4) その他耐震改修計画・工事内容が確認できる図書 4 改修工事に係る建築確認済証(写)(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ) 5 耐震診断・耐震改修計画策定・耐震改修工事に係る請負契約書及び領収書(写) 6 兵庫県住宅再建共済制度加入証書(写)又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書(写) 7 耐震改修工事実績公表内容報告書(様式第27号) 8 設計確認書(変更がある場合のみ) <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日</p>

別に定める書類4（住宅耐震化促進事業（シェルター型工事，屋根軽量化工事））（第30条関係）

関係条項	内 容
<p>第4条 (事前協議)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他住宅の所有者、建築年を証明する書類 2 住宅の現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 外観及び内部の写真 (4) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 3 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平面図(耐震改修前後) (2) 立面図(耐震改修前後)(屋根軽量化工事費補助の場合) (3) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 4 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 5 所得証明書(写) 6 改修工事に係る建築確認済証(写)(改修工事(増改築含む)に建築確認が必要な場合のみ) 7 補助金算定書(様式第19号) 8 工事費の見積書 9 耐震改修工事実績公表同意書(様式第26号)(屋根軽量化工事費補助の場合) 10 権利者の同意等を得ていることが確認できる書類(必要な場合のみ) 11 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適積化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証(写)(屋根軽量化工事費補助の場合) 12 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)(様式第23号) 13 申請者の本人確認書類
<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類) 事前協議書および添付書類一式</p> <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第12条第1項 (変更承認申請)</p>	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
<p>第13条第1項 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事報告書(様式第21号) 2 耐震改修工事に係る契約書及び領収書(写) 3 兵庫県住宅再建共済制度加入証書(写)又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書(写) 4 耐震改修工事実績公表内容報告書(様式第27号) 5 補助金算定書(変更がある場合のみ) <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日</p>

別に定める書類5（すまいの耐震改修事業（防災ベッド等の設置補助））

関係条項	内 容
第4条 (事前協議)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、下記のいずれかの写し又は原本 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書 (2) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (3) その他住宅の所有者、建築年を証明する書類 2 住宅の現況等に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図又は間取り図 (4) 外観及び内部の写真 (5) 店舗等の部分の床面積が分かる求積図・求積表(店舗等の部分がある場合) 3 神戸市の耐震診断又はその他の耐震診断の結果の判るもの 4 補助金算定書(様式第19号) 5 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 6 住民票(写) 7 所得証明書(写) 8 権利者の同意を得ていることが確認できる書類(必要な場合のみ) 9 委任状(代理人が申請手続きを行う場合)(様式第23号) 10 申請者の本人確認書類
第5条 (交付申請)	<p>(添付書類) 事前協議書および添付書類一式</p> <p>(指定期日) 当該事業に着手する前。</p>
第12条第1項 (変更承認申請)	<p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく</p>
第13条第1項 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災ベッド等の設置に係る契約書(写)及び領収書(写) 2 完了写真(設置前後の状況が分かるもの) 3 兵庫県住宅再建共済制度若しくは兵庫県家財再建共済制度の加入証書の写し又は加入申込書 4 補助金算定書(変更がある場合のみ) <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日</p>